

**「男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例」施行後の事業展開について**

- 1, 第1章 第8条 (性及び生殖に関する個人の意思の尊重及び健康への配慮)に基づく事業として、  
市立病院における「女性専用外来」の開設への取組み  
「女性専用外来」についての認識  
取り組むための諸条件は何か  
条件クリアーのための取組み状況  
開設の意志の有無
- 2, 第1章 第3条 (男女の人権の尊重) 第13条 (性別に人権侵害の禁止)に基づく事業、  
「こども・女性支援ネットワーク」の今後の取組み  
設置後の動き  
今後の見通し  
啓発リーフレット・対応マニュアルの作成  
研修の実施
- 3, 第1章 第6条 (家庭生活における活動と他の活動の両立)に基づく事業として、  
旭川市における保育行政の総合的考え方  
「健やかに育てる児童福祉の充実」の決算  
決算から見えてくる今後の課題  
市長公約「保育児童第2子目からの無料化」の見通し  
保育事業の優先順位
- 4, 第2章 第22条 第23条 (推進体制の整備)に基づく事業として、  
女性のための相談体制の充実  
男女共同参画苦情処理委員の任命と活動状況  
女性に関わる相談窓口の現状

**「市民参加推進条例」施行後の事業展開について**

- 1, 第1章 第4条(市の責務)第22条(推進体制の整備)に基づき、庁内における取組み状況  
4月以降、行なわれた事業における市民参加の取組み  
今後の課題
- 2, 市民参加推進における公民館の役割  
市民参加推進における公民館の役割をどのように認識するのか  
リノベーションによる職員削減が及ぼす影響と懸念  
市民参加推進への公民館独自の取組み状況と今後の課題
- 3, NPOとの協働の考え方  
通院センター「たいせつ旭川」への支援についての認識と見通し  
「ごみ処理費用の適正化に関する市民懇話会」の考え方と今後の取組み  
「ウィメンズネット旭川」の相談業務への支援についての考え方と見通し